

[手続についてを表示](#)

供託書(金銭供託)その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		〇〇法務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号(供託者) - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人	会社法人等番号(代理人) - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	<input type="checkbox"/> 別添のとおり 2人目からは、ここをクリックして別添ファイルに入力してください。		
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
<input checked="" type="checkbox"/> 別添のとおり 2人目からは、ここをクリックして別添ファイルに入力してください。			
法令条項	備考欄記載のとおり		
供託の原因たる事実	<p>供託者は、被供託者乙野次郎に対し、令和2年4月1日付け売買契約に基づく100万円の代金債務(弁済期:令和2年5月1日、支払場所:被供託者住所)を負っているところ、令和2年4月7日、下記1の確定日付ある債権譲渡通知書が送達され、その後、下記2及び下記3のとおり当該債権に対する債権差押命令が相次いで送達された。</p> <p>ところが、下記2の差押債権者丁村四郎は、下記1の債権譲渡の無効を主張し、〇〇地方裁判所令和2年(ワ)第300号詐害行為取消等請求事件として目下訴訟係属中である。</p> <p>したがって、供託者は真の債権者を確知することができず、また、乙野次郎が債権者である場合には差押えが競合するので、供託する。</p> <p>記</p> <p>1 譲渡金額 100万円、譲渡人 乙野次郎、譲受人 丙川三郎</p> <p>2 〇〇地方裁判所令和2年(ル)第300号、債権者甲県乙市丙町四丁目4番4号丁村四郎、債務者乙野次郎、第三債務者を供託者とする債権差押命令、執行債権額金120万円、令和2年4月10日送達</p> <p>3 〇〇地方裁判所令和2年(ル)第310号、債権者甲県乙市丙町五丁目5番5号戊原五郎、債務者乙野次郎、第三債務者を供託者とする債権差押命令、執行債権額金150万円、令和2年4月15日送達</p>		
供託金額	1000000 円		
<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権			
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容			
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり			
<input checked="" type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する(この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。)			
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書(発行			

後3か月以内のものに限る。)を別途送付してください。

※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)を提示していただく必要があります。

- 電子供託書正本のオンライン提供を請求する。
- 電子供託書正本のオンライン提供及びみなし供託書正本の窓口交付を請求する。
- 電子供託書正本のオンライン提供及びみなし供託書正本の送付(注)を請求する。
- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
- 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本又はみなし供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

大量供託に伴う添付ファイルあり

会社法人等
番号
複数入力

※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。
[入力方法]複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。
半角12桁で入力し、「-」(ハイフン)は入れないでください。
(記載例)123456789010
また、会社法人等番号(供託者)欄・会社法人等番号(代理人)欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。

備考

法令条項
民法第494条第2項、民事執行法第156条第2項

※売買契約の締結日が令和2年3月31日以前である場合、法令条項は「民法第494条」及び「民事執行法第156条第2項」になります。

連絡先情報

申請用総合ソフトの入力支援情報(ツール-オプション)で設定された情報が初期表示されます。必要に応じて修正してください。

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信(連絡・コメント)欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

及び 又は

ヘルプ

住所又は法人所在地 **必須**氏名又は法人名 **必須**(並び替え) ▲ ▼ | 行目へ 移動 行目へ

追加

訂正

削除

No.	及び又は	住所又は法人所在地	氏名又は法人名
▶ 1	又は	甲県丙市丁町三丁目 3番 3号	丙川三郎

戻る

登録